

令和2年8月20日 厚生委員会

市民生活部環境対策課

事務報告資料

- 1 田川地区広域環境衛生施設組合の設立について . . . P 1
- 2 田川地区清掃施設組合同規約の一部変更等について . . . P 2

1 田川地区広域環境衛生施設組合の設立について

田川地区広域環境衛生施設組合（田川地区8市町村でし尿処理を共同で行う組合）の設立に当たり制定を行う組合規約について、首長会議及び県との協議により、以下の案で協議が整った。

(1) 一部事務組合の名称

田川地区広域環境衛生施設組合

(2) 一部事務組合の構成団体

田川市、香春町、添田町、川崎町、糸田町、大任町、福智町及び赤村

(3) 一部事務組合の共同処理する事務

し尿処理施設の管理運営に関する事務

(4) 一部事務組合の事務所の位置

福岡県田川郡大任町大字大行事2259番地

(5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

議員の定数は26人とし、田川市及び大任町は各4人、その他町村は各3人とする。

(6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任方法

- ア 組合長 1人（関係市町村長の互選）
- イ 副組合長 7人（組合長以外の関係市町村長）
- ウ 会計管理者 1人（組合長の補助機関である職員のうちから組合長が任命）
- エ 監査委員 2人（組合長が組合議員及び有識者のうちから各1人を選出）

(7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

人口割50%、処理量割50%

2 田川地区清掃施設組合規約の一部変更等について

田川地区広域環境衛生施設組合の設立に当たり、福岡県と協議を行った結果、設立と同時に既存の3組合（田川地区清掃施設組合、田川郡東部環境衛生施設組合、下田川清掃施設組合）の規約の変更も行うよう指導があったことから、本市が加入している以下の組合について、規約の変更を行う。

(1) 田川地区清掃施設組合規約の変更（案）の概要

ア 組合の共同処理する事務

- ・「乙女環境センターの管理及び運営に関すること」を削除

イ 事務所の位置

- ・「乙女環境センター」から「田川市川崎町清掃センター」に変更

(2) 田川郡東部環境衛生施設組合規約の変更（案）の概要

ア 組合の共同処理する事務

- ・「し尿処理施設の総合調整に関する事務」を削除
- ・「し尿処理施設の管理運営に関する事務」を削除